

くらし ほっと

高齢者のサイフが危ない! 1
 気をつけて!こんな事例があります 2
 放射線監視体制と放射線基礎知識について 3
 食品の放射性物質の検査等について 4・5
 製品事故にご注意ください 5
 物価情報 6
 「金融経済講演会」のお知らせ 6
 10月は3Rキャンペーン月間です! 7
 新潟県のごみの現状について 8

高齢者のサイフが危ない!

～ 悪質商法に注意しましょう ～

昨年度、県消費生活センターに寄せられた相談のうち、65歳以上の高齢者に関する相談は1,098件で、前年度に比べ約2割増加しました。

高齢者が悪質商法の被害にあわないためには、ご自身が注意することに加えて、家族や地域の皆さんからの見守りが大切です。

高齢者の消費者トラブルの特徴

★だまされたことに気づきにくい

「自分はだまされていない」と思っている、高額な契約をさせられていることも…

★被害にあっても誰にも相談しない

迷惑をかけたくない、だまされた自分が悪いと思ってしまう…



「これは変だな、おかしいな」と思ったら、お近くの消費生活センター・消費生活相談窓口にお気軽にご相談ください。

名 称	電話番号	名 称	電話番号
新潟県消費生活センター	025-285-4196	三条市市民なんでも相談室	0256-34-5511
新潟市消費生活センター	025-228-8100	新発田市市民生活課市民相談センター	0254-22-3101
長岡市立消費生活センター	0258-32-0022	小千谷市消費生活相談窓口	0258-83-3509
上越市消費生活センター	025-525-1905	加茂市消費生活相談窓口	0256-52-0080
村上市消費生活センター	0254-53-2111	十日町市消費生活相談窓口	025-757-3740
佐渡市立消費生活センター	0259-57-8143	見附市消費生活相談窓口	0258-62-1700
柏崎市消費生活センター	0257-23-5355	糸魚川市消費生活相談窓口	025-552-1511
南魚沼市消費生活センター	025-772-2541	魚沼市市民相談センター	025-792-8844
聖籠町消費生活センター	0254-27-1958		

気をつけて! こんな事例があります

ケース1 「未公開株」や「社債」などの投資話にご注意!

社債の案内通知が届いた直後、別の業者から「〇社の案内が届きましたか? その通知を受け取った人しか社債が買えないので、当社の代わりにぜひ購入してほしい。高値で買い取ります」という。相手はとても丁寧な口調で、社債を購入しようとも考えたが、あまりのタイミングの良さに心配になった。

消費生活センターからのアドバイス

高齢者を中心に怪しい投資の相談が増えています。購入を勧める業者と違う業者が「高値で買い取る」と勧誘する「劇場型」や、過去に未公開株等の被害を受けた人に、被害を回復すると言って近づき新たな契約をさせる「被害回復型」など、手の込んだものが急増。実際に買い取りが実行された事例はなく、業者に返金を求めても戻ってこないことがほとんどです。この手の勧誘は、きっぱりと断りましょう。

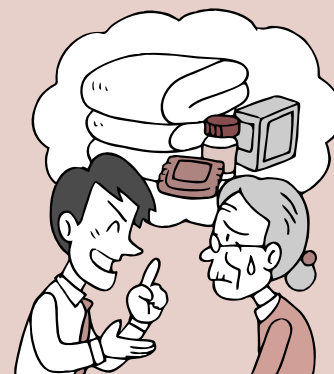


ケース2 布団などの次々販売

突然訪れた販売員から断り切れずに布団を購入したら、その後も次々と商品を買うはめに…。どうしよう～。

消費生活センターからのアドバイス

一人の消費者をターゲットに何度も勧誘したり、複数の業者による勧誘販売を「次々販売」と言います。はっきりと断ることが出来ない高齢者がかつとも狙われています。訪問販売ならクーリング・オフが可能です。



ケース3 海外宝くじのトラブル

突然届いたエアメール。海外宝くじで高額賞金が当たった! というお知らせ。賞金を手にするには今すぐ手数料の2,000円を振り込まないと…

消費生活センターからのアドバイス

2,000円で数億円がもらえる…落ち着いて考えたらあり得ない話です。お金を払ってしまうと返金は難しく、業者の実態把握も困難です。このような通知が届いても、一切無視しましょう。



訪問販売、電話勧誘販売などで契約をしてしまったけど解約したい…。

そんな時はクーリング・オフを利用しましょう。

クーリング・オフとは、訪問販売などの特定の取引の場合に、一定期間内ならば自由に契約を解除できる制度です。訪問販売、電話勧誘販売の場合は、契約書面を受け取った日から8日以内に書面で通知します。

勧誘方法に問題があった場合などは、期間を過ぎても契約を解除できる場合があります。早めにお近くの消費生活センター等に相談しましょう。

●県センターHP「知っておきたい! クーリング・オフ制度」

<http://www.pref.niigata.lg.jp/shohiseikatsu/1216231318378.html>

県では県内の放射線監視を強化しています

新潟県では、福島第一原子力発電所の事故を受けて、柏崎刈羽原子力発電所周辺の既存の11基の放射線測定装置に加え、県内6か所（新潟市、長岡市、阿賀町、南魚沼市、新発田市、上越市）に放射線測定装置を設置し、監視を強化しています。

さらに、よりきめ細かな測定を行うため、市町村による学校などの放射線測定を支援しています。

また、県内産及び県内に流通している米、野菜、肉等の食品や水道水などに含まれる放射能を検査し、結果を公表しています。

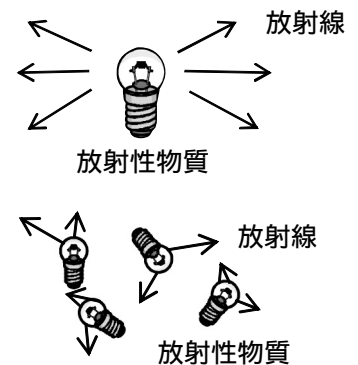
これまでの測定結果は次の県ホームページでご覧いただけます。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/genshiryoku/1299874309481.html>

《放射線Q&A》

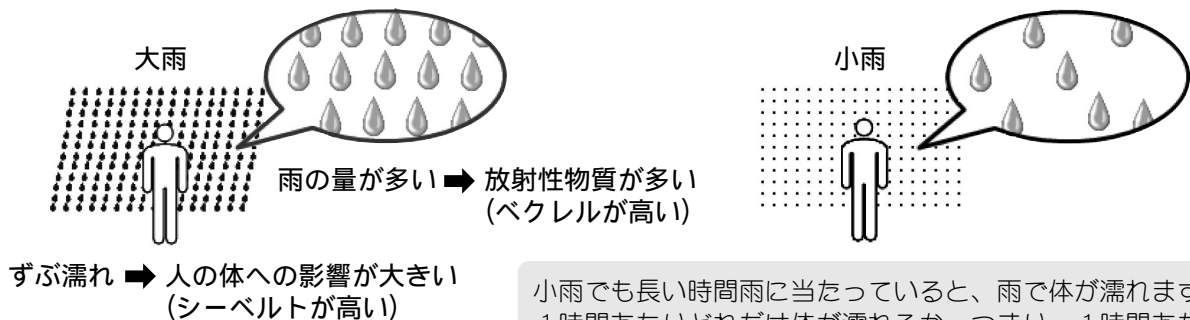
Q1 放射線とはどんなもの？

A1 放射線とは、目に見えない光線のようなもので、アルファ線や、ベータ線、ガンマ線、X線や中性子線があります。放射線を出すものを放射性物質といい、放射線を出す能力のことを放射能といいます。「放射性物質」を電球に例えると、電球から出る光が「放射線」ということになります。放射性物質は放射線を出して時間とともに減少していきませんが、元の量の半分になるまでの時間を半減期といいます。



Q2 ベクレル (Bq)、シーベルト (Sv) って何？

A2 ベクレル (Bq) は放射性物質の量を表す単位であり、シーベルト (Sv) は、放射線による人のからだへの影響の程度を表す単位です。「ベクレル」と「シーベルト」の関係を雨に例えると、どれだけ雨が降っているか（降雨の量）に相当するのが「ベクレル」、その雨で人がどれだけ濡れたかに相当するのが「シーベルト」ということになります。



1mSv (ミリシーベルト) =
1,000 μ Sv (マイクロシーベルト)

Q3 日常生活で放射線を受けているって本当？

A3 福島第一原発事故由来の放射性物質が注目されていますが、事故以前から、私たちの身の回りにはラジウムやラドンなどの自然放射性物質が多く存在し、日常でも成人1人当たり年間2.4ミリシーベルト (mSv) (世界平均) の放射線を受けているといわれています。

また、私たちの体の中には、セシウムと似た性質を持つカリウム40をはじめとする自然放射性物質が、成人一人当たり約7,000ベクレル (Bq) 存在しています。

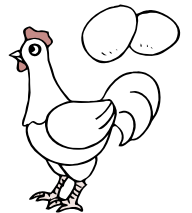
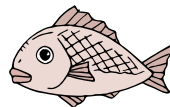
食品における 放射性物質の検査等について

新潟県では県内で流通している農産物、乳・乳製品、食肉、鶏卵、水産物等について検査を行っています。

■ 検査対象

検査は国の原子力災害対策本部や厚生労働省が示した方針に基づいて実施しており、新潟県では県内で流通している次の食品等について検査を実施し、結果を毎回公表しています。

- (1) 野菜類（※露地物、主要農産物等優先）…………… 週56検体（県内産28、県外産28）
- (2) 乳・乳製品（原乳、牛乳、ヨーグルト等）……… 週 7 検体（県内産 2、県外産 5）
- (3) 肉・卵（豚・牛・鶏、鶏卵）……… 週 5 検体（県内産 2、県外産 3）
- (4) 牛 肉 ……………… 県内で飼育、と畜された全ての牛の肉
- (5) 魚介類（海・淡水魚、貝、イカ等）
…………… 週 4 検体（県内産 2、県外産 2）



- (6) 河川水と水道水
 - 河川水 … 4 河川（信濃川、魚野川、阿賀野川は週 2 回、五十嵐川は週 1 回）
 - 水道水 … 県内30市町村において、週 1 回（なお、9 浄水場については週 2 回）
- (7) 米 … 県内29市町村（計45点） ※水稲作付のない粟島浦村を除く
 - 地域で最も早く収穫する^{わせ}早生品種45点程度
（念のためコシヒカリなどの^{なかて}中生品種についても別途29点程度の調査を実施）



- ◆これまでの食品検査結果は新潟県庁ホームページでご覧いただけます。
「[にいがた食の安全インフォメーション](http://www.fureaikan.net/syokuinfo/)」（<http://www.fureaikan.net/syokuinfo/>）
「[平成23年産米の検査結果](http://www.pref.niigata.lg.jp/nosanengei/1313964108883.html)」（<http://www.pref.niigata.lg.jp/nosanengei/1313964108883.html>）

■ 食品に係る放射性物質の暫定規制値（H23.8末時点）

現在食品中の放射性物質として「放射性ヨウ素」と「放射性セシウム」を暫定規制値の対象としています。この値を上回る食品は食用にすることはできません。

放射性物質 食品区分	放射性ヨウ素 (Bq (ベクレル)/kg)				放射性セシウム (Bq (ベクレル)/kg)				
	飲料水	牛乳・ 乳製品	野菜類 (根菜・芋類を除く)	魚介類	飲料水	牛乳・ 乳製品	野菜類	穀類	肉・卵・魚・ その他
暫定規制値	300	300	2,000	2,000	200	200	500	500	500

※現在の暫定規制値は3月17日（魚介類のヨウ素は4月5日）に厚生労働省が設定したものです。現在、内閣府の「食品安全委員会」が厚生労働省の依頼を受け、放射性物質の食品健康影響評価を実施し、「食品中に含まれる放射性物質の食品健康影響評価（案）」を取りまとめたところです。今後、これを受けて、厚生労働省において暫定規制値について改めて検討される見込となっています。（以上は8月末時点での状況です。）

（注）放射性ヨウ素が100Bq/kgを超えた場合は乳児による水道水の摂取を控えて下さい。

■食品と放射能について、国が公表している情報

国においてもホームページで、食品と放射能に関するQ & Aや基準値に係る情報を公表していますのでご紹介します。

①消費者庁（食の安全に関する情報）<http://www.caa.go.jp/>

②食品安全委員会 <http://www.fsc.go.jp/>

③農林水産省（東日本大震災に関する情報）<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/index.html>

④厚生労働省（東日本大震災関連情報）http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/

その他の国や関係機関が公表している放射能についての情報も、上記のホームページからアクセスできます。

なお、県や国の①～④のホームページには、「新潟県庁」のホームページのトップページの右側「くらしの安全情報サイト」（<http://www.pref.niigata.lg.jp/shohishagyosei/consumer.html>）からもアクセスできます。どうぞご利用下さい。

製品事故にご注意ください

電気ストーブによる火災にご注意ください!!

毎年、電気ストーブ（ハロゲンヒーターやセラミックヒーターなども含む）による発煙・発火等の事故が多く報告されています。

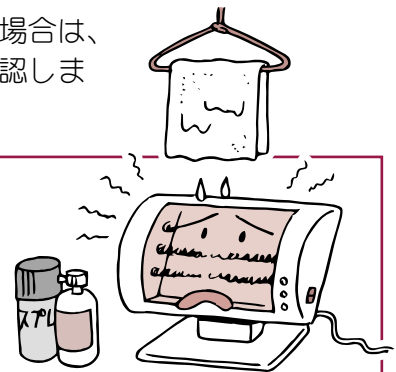
事故の原因を見ると、誤った使い方や不注意によるケースも多く報告されていることから、使用にあたっては次のような点に注意しましょう。

なお、お持ちの製品がリコール対象製品であることが判明した場合は、直ちに使用を中止し、販売店や製造事業者等に対し対応方法を確認しましょう。

<事故防止のための注意事項>

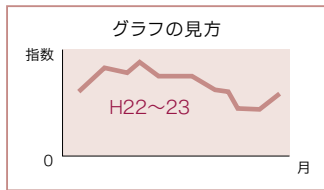
- ①周辺にものを置かない。
- ②洗濯物を上部や近くに干さない。
- ③就寝中は、使用しない。
- ④外出する際は、電源を切り電源プラグを抜く。
- ⑤次のような症状が1つでも見られた場合は、すぐに使用を中止し、メーカーや販売店に相談する。

- 本体に変色があったり、焦げくさいにおいがする。
- 電源コードの取付部や電源コード、電源プラグに傷やふくれがある。また、焦げくさいにおいがする。
- 電源コードに触れたり折り曲げると、電源が入ったり切れたりする。
- 電源コードの一部や電源プラグ、スイッチ等が熱い。



（出典：独立行政法人製品評価技術基盤機構HP）

物価情報



新潟市消費者物価指数

平成23年8月速報値

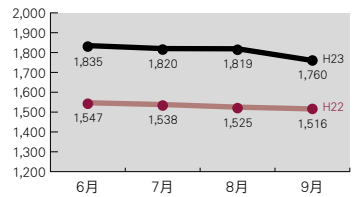


※新潟県消費者物価指数は平成21年12月をもって調査事業を終了したため、平成22年1月からは新潟市消費者物価指数を掲載します。

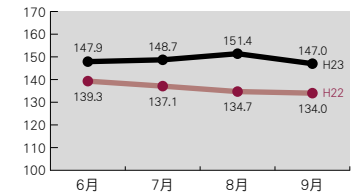
新潟県石油製品価格

※価格は消費税含む

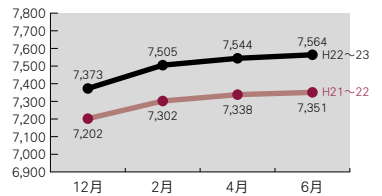
灯油(18ℓ配達)



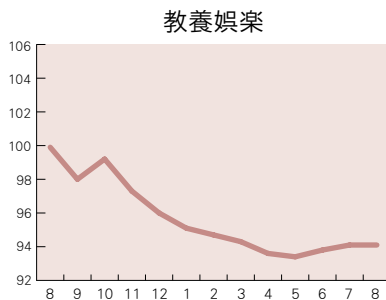
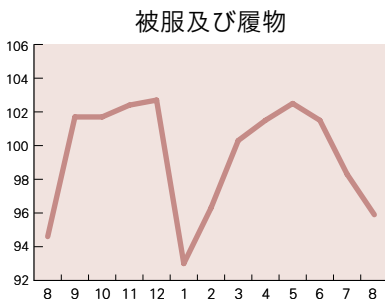
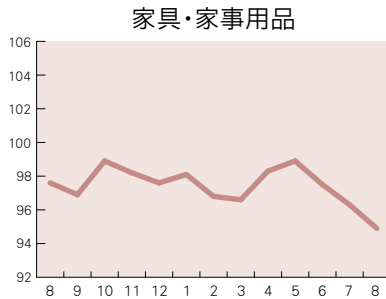
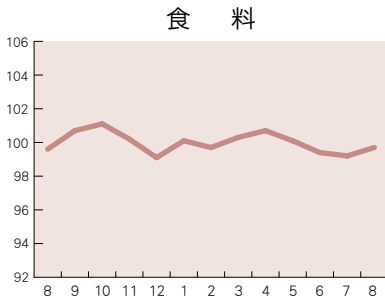
レギュラーガソリン(1ℓ現金)



LPG(家庭用10m³)



資料：(財)日本エネルギー経済研究所石油情報センター
※灯油・ガソリンは毎月第1月曜日の県内店舗平均価格です。



楽しく笑って学べるお金の話 「金融経済講演会」のお知らせ

参加費 無料

新潟県金融広報委員会(事務局：日本銀行新潟支店)では、FP協会新潟支部との共催で、楽しく学べる講演会を開催します。多くの皆様のご来場をお待ちしております。



開催日時：平成23年11月19日(土) 13:00~14:30

場 所：朱鷺メッセ (定員120名)

**テ ー マ：「爆笑!! おもしろい人生のススメ
~笑う門にはカネ来たる?~」**

講 師：いちのせかつみ 氏 (生活経済ジャーナリスト)

<申し込み方法> ハガキまたはFAXで ①氏名、②郵便番号・住所、③日中に連絡が取れる電話番号、④同行者人数をご連絡ください。

一いただいた個人情報につきましては、本催事以外で使用することはありません。

ハガキ宛先 〒951-8622 新潟市中央区寄居町344 日本銀行新潟支店内 新潟県金融広報委員会

FAX番号 025-227-1136



<本件に関する照会先>
新潟県金融広報委員会事務局
TEL 025-223-8414

知るぽると 新潟

10月は

3Rキャンペーン月間です！

<3Rキャンペーンとは？>

10月は循環型社会の形成に向けた取組を推進するため、環境省を含む3R関係8省庁等で取り組んでいるリデュース・リユース・リサイクル推進月間（略称：3R推進月間）です。

そこで当県でも、3Rキャンペーン月間として広く、発生抑制や再使用を呼びかけ、消費者・消費者団体・事業者・マスコミ・行政が一体となり、ごみ減量化を推進し、環境負荷を軽減するため、一人一人が「買い物」段階から生活を見直し、環境にやさしいライフスタイルの定着を図ることを目的として取り組んでいます。

3Rとは、次の頭文字をとったものです。

- 1 リデュース（発生抑制、Reduce）
•レジ袋をもらわず、マイバッグ使用。 •包装のすくない商品・詰替品を購入。 など
- 2 リユース（再使用、Reuse）
•繰り返し使える瓶（リターナル瓶）を使用。 •リユースショップを利用。 など
- 3 リサイクル（再資源化、Recycle）
•牛乳パックやペットボトル、古紙を分別回収。 など *負荷の少ない順に、1, 2, 3

今年もやります「街頭アンケート」

10月中は、消費者団体等の皆さんから協力してもらい、スーパー店頭などで、買い物に来られた方を対象に3Rについての簡単なアンケートを行います。

街頭アンケート、マイバッグ持参率調査に、ご理解とご協力をお願いします。

スーパー内でのマイバッグ持参率調査を行います！

また、街頭アンケートに合わせて、実際のマイバッグ持参率がどれくらいかを調べるため、一部のスーパーで、出入口やレジ後方でマイバッグとレジ袋の使用者の数を調査します。



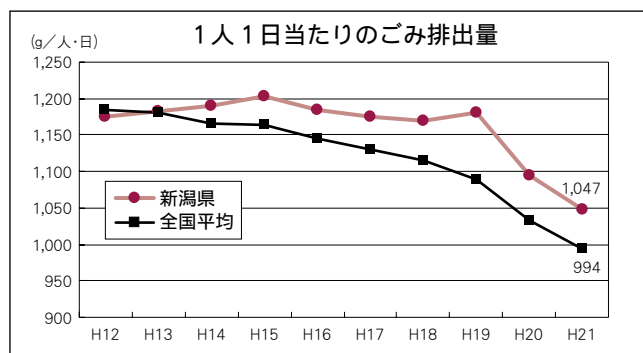
PRイベントを実施します。

今年のPRイベントは、新潟市西区の「新潟ふるさと村」に出展します。今レジ袋の代わりにマイバッグとともにふるしきの活用がひろがりつつあります。そこで当日はふるしきバッグの作り方など、ふるしきの使い方のデモンストレーション等を行います。またアンケートに答えてくださった方など、先着200人にエコふるしきをプレゼントします。ぜひ、お出かけください。

日時 平成23年10月22日(土) 午後1時～

新潟県のごみの現状について

新潟県内のごみ（家庭から出される一般廃棄物）の排出量は、年々減少傾向にあります。1人1日当たりのごみ排出量は、災害で出されたごみを除いても、全国平均より多く、さらなるごみ減量への取組が必要となっています。



平成21年度の新潟県内のごみの現状

ごみの総排出量は
91.7万トン/年!

排出量を容積（比重0.3t/m³）で換算すると306万m³。18階建ての新潟県庁行政庁舎16.2杯分になります。

県民1人1日当たりのごみ排出量は
1,047グラム!

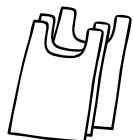
全国平均の1人1日当たり994グラムを上回ります。
※ごみの排出量からは、災害で出されたごみを除いてあります。

レジ袋削減県民運動を推進中

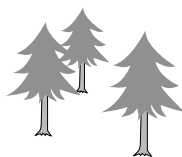
ごみを減らし、「環境にやさしい生活」に転換するため、レジ袋削減県民運動を実施しています。レジ袋の削減は、ごみの減量だけでなく、レジ袋の製造や焼却時に発生するCO₂の削減により地球温暖化の防止にもつながります。

平成22年度レジ袋削減実績（平成20年度との比較）

①レジ袋削減枚数
約6,260万枚



②CO₂削減量（製造・焼却）
約2,820 t



これは20万本分の杉の木が吸収するCO₂量になります

③石油削減量
約1,150 kℓ



これは200ℓドラム缶5,730本分の削減になります

※レジ袋削減県民運動参加事業者への調査結果（新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課調べ）による

10月は3R推進月間です！ぜひ、みなさんも地球温暖化対策や限りある資源の確保のため、レジ袋削減にご協力ください。



お問い合わせ先 新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課
TEL 025-280-5160 FAX 025-280-5740



編集・発行

●新潟県県民生活・環境部消費者行政課
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
TEL (025) 280-5135 (直通) FAX (025) 284-0075
E-mail ngt030200@pref.niigata.lg.jp
ホームページ <http://www.pref.niigata.lg.jp/shohishagyosei/consumer.html>

平成23年10月発行

●新潟県消費生活センター
〒950-0994 新潟市中央区上所2丁目2番2号 新潟ユニソンプラザ1階
TEL (025) 281-5516 相談電話 (025) 285-4196
FAX (025) 281-5517 E-mail ngt035010@pref.niigata.lg.jp
ホームページ <http://www.pref.niigata.lg.jp/shohiseikatsu/>